

五 監 第 25 号

令和6年8月8日

五泉市長 田邊 正幸 様

五泉市監査委員 浅 井 昇

五泉市監査委員 剣 持 雄 吾

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率に係る算定
基礎書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準(令和2年3月25日監査委員訓令第1号)に準拠して審査を実施した。

第2. 審査の種類

健全化判断比率審査

第3. 審査の対象

令和5年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項

第4. 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

あらかじめ資料の提出を求め、関係職員からの説明聴取を行って審査した。

第5. 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局

(2) 実施期間

令和6年7月31日から令和6年8月2日まで

第6. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

区 分	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	—	12.86	
② 連結実質赤字比率	—	17.86	
③ 実 質 公 債 費 比 率	7.1	25.0	
④ 将 来 負 担 比 率	46.4	350.0	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準値以内となっている。引き続き、この状態を維持されたい。

②連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準値以内となっている。引き続き、この状態を維持されたい。

③実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は7.1%となっており、早期健全化基準の25.0%及び地方債発行における許可団体基準の18.0%をいずれも下回る数値となっている。

今後も、事業実施にあたっては随時見直しを図るなど、比率の上昇を抑制することを望むものである。

④将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は46.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回る数値となっている。引き続き、この状態を維持されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準(令和2年3月25日監査委員訓令第1号)に準拠して審査を実施した。

第2. 審査の種類

資金不足比率審査

第3. 審査の対象

令和5年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項

第4. 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

あらかじめ資料の提出を求め、関係職員からの説明聴取を行って審査した。

第5. 審査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局

(2) 実施期間

令和6年7月31日から令和6年8月2日まで

第6. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会 計 名	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)	備 考
水 道 事 業 会 計	—	20.0	
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0	

(2) 個別意見

令和5年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足額が生じておらず、経営健全化基準値以内となっている。引き続き、この状態を維持されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。